

2014年(平成26年)8月18日(月)

## 離婚・別居の親

# 子と面会申請10年で倍

## 昨年1万件 調停4割不成立

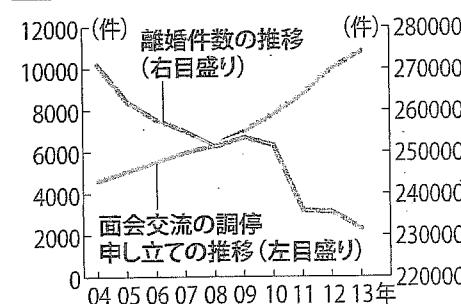
離婚したり長期間別居したりしている親が子どもとの面会を求めて家庭裁判所に調停を求める「面会交流」の申し立てが昨年初めて一万件を超えて、10年間で倍増したことが最高裁のまとめで分かった。離

婚後も両親が養育に関わることが原則にあるとみられる。ただ、調停が成立しない例が約4割あ

り、裁判所が闇戦としても、親同士の折り合いを行けないのが難しいケースも多い現状が浮き彫りになつた。

(3面にクローズアップ)

当事者同士で面会交流のルールを決められず、家裁は夫婦が裁判を終ずに協議離婚」をした場合は、面会交流と養育費の分担を取前からあった。2012年



り決めると規定した。法律で明文化されたことも申し立て増加に拍車をかけているといふられる。

厚生労働省の統計では、離婚件数は04年の27万804件が、13年は23万→384件まで減少している。一方で、面会交流案件の申立件数は04年の4万5千6件

が、13年は1万7千622件にまで膨らんだ。

また、13年中の申し立てで、調停が成立したのは5622件で、不成立は1309件。申し立ての取り下げなども含めた全終結案件は56%にとどまった。親率は56%にとどまった。親

同士の感情対立から、合意に至らないケースが相当数あることなどがうかがえる。

調停が成立しない場合、裁判官が独自に面会交流の可否や頻度を判断する「審判」と呼ばれる裁判に移行する。昨年の調停と審判を合わせた終結件数を夫婦別

裁判官がうかがえる。

富士子弁護士は「離婚や別居の原因が配偶者のアババティックバイオレンス(DV)にあるなど、面会交流には親同士の間の難しい問題が含まれているケースもある。家裁はそうした背景

で聞いたり、父親側の申し立てが全体の69%を占めている。10年間の増加率は母親の1・6倍に對し父親が2・6倍になっており、意見に対する男性の意識の変化の表れとの指摘もある。

昨年、調停や審判で裁判官の命令に基づき家裁調査官が子どもの意向や養育状況を聞き取ったケースは全体の77%で、10年前の64%から増加した。家裁が子どもの状況を十分に把握して、問題解決に努めていく姿勢がうかがえる。

家族の問題に詳しい神原富士子弁護士は「離婚や別居の原因が配偶者のアババティックバイオレンス(DV)にあるなど、面会交流には親同士の間の難しい問題が含まれているケースもある。家裁はそうした背景も含めて問題解決に向けた丁寧な調停や審判をしていく必要がある」と話す。